

# 貯水槽等の衛生的管理について

## ◎小規模貯水槽水道とは

ビル、マンション、学校、病院などの多くは、水道水をいったん貯水槽（受水槽や高置水槽）に貯めてからポンプを使って中高層階へ給水する受水槽式給水を採用しており、このような水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。その貯水槽水道の中で、受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>以下の施設を小規模貯水槽水道といいます。

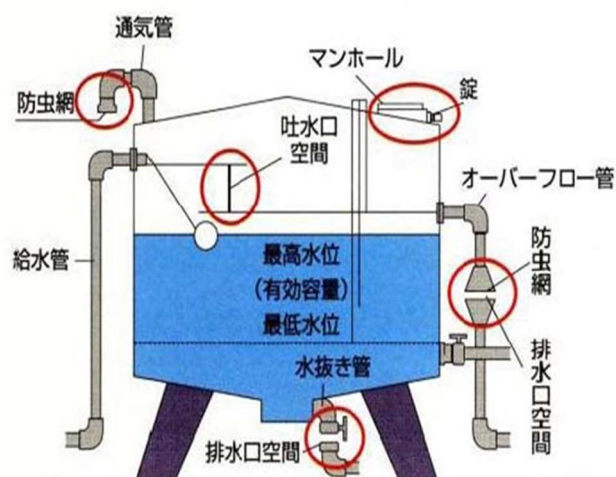
小規模貯水槽水道は、多くの人々が利用する施設です。高岡市では、安全な飲料水を使用いただくために、高岡市水道事業給水条例により、貯水槽等の管理及び検査に関する設置者の責務を定めています。（受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>を超える施設は、簡易専用水道といわれ、水道法による規制を受けています。）

## ◎貯水槽の衛生的管理について

- ・貯水槽は、1年以内ごとに1回定期的に清掃してください。
- ・貯水槽やポンプ等の水道施設を定期的に点検してください。
- ・蛇口から出た水の異常について日常的にチェックしてください。
- ・蛇口から出た水の「色」・「濁り」・「におい」・「味」、及び「残留塩素の有無」に関する水質の検査を1年以内ごとに1回定期的に行ってください。
- ・施設の図面や管理記録は常に保存し、事故などで必要な時に速やかに確認できるようにしてください。
- ・供給している水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者（利用者、高岡市上下水道局など）に知らせてください。

## ◎貯水槽等の点検のチェックポイント

1 設置場所	水槽の周辺が整理整頓されているか
2 水槽本体	破損、亀裂及び漏水がないか、汚染のおそれのある開口部がないか
3 水槽上部の状態	ほこりや水たまりその他の衛生上有害なものが堆積していないか
4 マンホールの状態	防水密閉されているか、施錠してあるか
5 防虫網の設置	オーバーフロー管、通気管に防虫網が設置されているか
6 排水口空間の確保	オーバーフロー管、水抜き管の排水口空間が十分確保されているか
7 水槽内部の状態	水槽内部にさび・異物等がないか、吐水口空間が十分確保されているか
8 付帯設備の状態	ポンプ、配管等の設備に著しい劣化、漏水等がないか
9 飲み水の異常	色・濁り・におい・味に異常はないか、残留塩素が検出されるか



貯水槽の構造

※上記の項目に留意していただき、報告書を作成し、返送・返信をお願いいたします。  
 ※この「貯水槽等の衛生的管理について」は、清掃記録等と一緒に保管してください。